

1. 校閲の対象

本規程の対象とする報文原稿は、本学会の発行する「マイクロメカトロニクス(日本時計学会誌)」に投稿された「研究論文」および「技術論文」(以下、この両者を「論文」と称する)とする。

2. 校閲関係者

2. 1 校閲委員長

編集委員の中から校閲委員長1名を任命する。

2. 2 校閲連絡委員

校閲委員長は、投稿された論文ごとに1名の校閲連絡委員を選定する。校閲連絡委員は本会の会員であって、著者および著者の所属機関と利害関係のない者から選定する。

校閲連絡委員は担当する投稿論文を査読する校閲者の選定、投稿論文の著者(複数の場合は代表者)と校閲者との間の連絡仲介、投稿論文の校正、最終原稿の校閲委員長への送付等を行う。

校閲プロセス中における著者との連絡は専ら校閲連絡委員が行い、校閲者と著者とが直接接触することは避ける。また、校閲者については校閲委員長と校閲連絡委員(および必要に応じて事務担当者)以外には開示しない。

2. 3 校閲者

校閲連絡委員は担当する投稿論文ごとに1名以上の校閲者を選定する。校閲者は担当する投稿論文の技術分野に十分な知識をもつ者であって、著者および著者の所属機関と利害関係のない者から選定する。校閲者は必ずしも本学会会員である必要はない。

3. 校閲手順

3. 1 投稿受付

校閲委員長は投稿論文原稿および原稿連絡票を受取った上でそれらの形式・内容をチェックし、投稿論文として受付可能か否かを判断する。受付可能と判断した時点を「受付日」とし、著者(複数の場合はその代表者)に原稿受付の連絡を行う。その上で、校閲連絡委員を選定し、投稿論文および原稿連絡票を校閲連絡委員に送付する。

受付不可と判断した場合は、著者に訂正・再投稿を依頼する。

3. 2 校閲依頼

校閲連絡委員は担当する投稿論文原稿が「投稿規程」および「投稿フォーマット(「研究論文」および「技術論文」用)」に指定した形式に合致しているか否かをチェックする。この段階で形式上の不備があれば校閲連絡委員は著者に訂正を依頼することができる。

校閲連絡委員はチェック済みの投稿論文原稿を校閲者に送付して校閲を依頼する。

3. 3 校閲

校閲者は担当した投稿論文を査読し、次の5種類のいずれかの判定を下し、「校閲意見書」により

校閲連絡委員に判定内容を報告する。

- A. 投稿論文をそのまま採録する。
- B. 投稿論文の種別（「研究論文」または「技術論文」）を変更して採録する。
- C. 投稿論文の種別は変更せず、著者に内容を修正させた上で再校閲を行う。
- D. 投稿論文の種別を変更し、著者に内容を修正させた上で再校閲を行う。
- E. 採録しない。

A 判定の場合は、「校閲意見書」発行日を採録日として、掲載を決定する。

B 判定の場合は、校閲者が論文種別変更の理由を「校閲意見書」に記載し、校閲連絡委員を通じて著者の同意を求める。

C または D の判定を下した場合は、校閲者は文書により著者に対して適切な修正勧告を行う。勧告内容は「校閲意見書」に記入する他、必要に応じて投稿論文原稿に書込むこともできる。

E 判定の場合は、校閲者は不採録の理由を「校閲意見書」に記入し、校閲連絡委員を通じて著者に伝える。

3. 4 著者への校閲結果連絡

校閲連絡委員は校閲結果を「校閲結果連絡書」および「校閲意見書」により著者（複数の場合はその代表者）に通知する。その際、必要に応じて、校閲者が書込みを行った原稿、その他の資料を併せて送付する。

A 判定の場合：「校閲結果連絡」を著者に対する採録通知とする。

B 判定の場合：種別変更に同意か否かを、回答期限を定めて著者に尋ねる。

- ・ 同意を得られた場合は、その日付を採録日として掲載を決定する。
- ・ 同意しない場合は、「校閲結果に対する著者コメント」にその理由等を記入し、校閲連絡委員に提出するよう著者に指示する。

C または D 判定の場合：提出期限を決めて、著者に原稿の改訂と再投稿を指示する。再投稿の際は、改訂原稿と「校閲結果に対する著者コメント」を校閲連絡委員に提出するよう指示する。

E 判定の場合：著者が校閲結果に異議がある場合、提出期限を定めて、著者から「校閲結果に対する著者コメント」によりその旨申告するよう指示する。

3. 5 著者による原稿改訂と再投稿

B 判定で種別変更非同意の場合、または E 判定で校閲結果に異議のある場合、著者は指示された期限内に「校閲結果に対する著者コメント」により、校閲連絡委員に対し異議を申し立てることができる。この場合、原稿を改訂して再投稿することも可能である。

C または D 判定の場合、著者は指示された期限内に原稿を改訂し、「校閲結果に対する著者コメント」を付して改訂原稿を校閲連絡委員宛に再投稿する。改訂内容は校閲者からの指示に従うものとするが、従わない場合は、その理由を「校閲結果に対する著者コメント」に明記する。

3. 6 再校閲依頼

再投稿を受けた場合、校閲連絡委員は校閲者に対し再校閲を依頼する。なお、この場合校閲連絡委員の判断により校閲者を交代させることも可とする。再校閲依頼の手順は 3. 2 項の通り。

3. 7 再校閲

再校閲の依頼を受けた校閲者は、3. 3項の手順通り再校閲を行い、その結果を校閲連絡委員に報告する。

3. 8 最終決定（採録または不採録）

3. 4項から3. 7項に示す手順を必要な回数繰返し、最終的に採録（A判定）または不採録（E判定）を決定する。最終的に採録された原稿の投稿日を「再受付日」とし、採録を決定した日を「採録日」とする。

以上